



基本施策を推進するための 地区設定と重点プロジェクト



1 「緑化重点地区」および「保全配慮地区」の設定

(1) 緑化重点地区

① 都市緑地法に基づく緑化重点地区とは

a) 位置付け

都市緑地法第4条に定めるみどりの基本計画の緑化手法の一つであり、みどりの基本計画の定めるべき事項として、「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（緑化重点地区）及び当該地区における緑化の推進に関する事項」が位置付けられています。

b) 設定目的と役割

駅前などの都市のシンボルとなる地区や市街地開発事業の予定地区など、良好な都市環境の形成が望まれる地区において、戦略的・集中的に緑化を推進するために設定する事例や、みどりのまちづくりに対する市民の意識向上と普及・啓発を図るために設定する事例が多く見られます。

つまり、みどりのまちづくりのモデルとなる場所において、緑化施策を総合的に進め、その取組を市全域に広げていく役割を担っているといえます。

c) 設定によるメリット

- 戦略的・集中的に緑化事業を行うことで、みどりのまちづくりのモデルを具体化できる。
- 緑化の効果が目に見える形で示されることで、他の地区における緑化意識や機運の向上などの波及効果が期待できる。
- 小規模な公園・緑地であっても、優先して整備することが可能となる。
- 緑化推進のための基金の積極的な有効活用が期待される。

② 吹田市における緑化重点地区の設定

緑化重点地区の役割を踏まえ、以下の設定要件に基づき各候補地を評価した結果、「南吹田の新駅周辺」と「北大阪健康医療都市（健都）」を緑化重点地区として設定します。今後、本計画を推進していく中で、それぞれの地区を対象として、市民ワークショップなどを通じた市民参画・協働のもと、具体的な施策の方針を検討します。

なお、残る4つの候補地についても、地区の実情、本計画の進捗状況、緑化の推進に対する地区住民の意識の高揚などに応じて、「緑化重点地区」として設定していく可能性があります。

【緑化重点地区の設定要件】

- 特にみどりの少ない地区
- 駅前など、吹田市のまちのシンボルとなる地区
- 実施主体が明確であり、早期に取り組むことができ、優先的に緑化を進められる地区
- 市域を超える広域的な計画の位置付けがある地区
- 「市街地開発事業」などの予定地区
- 「緑地協定」の締結などにより、良好な住宅地の形成を促進する地区
- 緑化の推進に対する市民意識が高い地区
- 生物多様性の保全に係る効果が期待される地区

- ヒートアイランド現象の緩和など、都市環境の改善が必要な地区
- 都市公園を中心として市民の憩いの場を創出する地区
- 公共施設と民有地の一体的な緑化と景観形成により、良好な環境の保全と創出を図る地区
- 「風致地区」など、風致の維持・創出が特に重要な地区
- 防災上の課題があり、緑地の確保と緑化の推進が特に必要な地区



図 5.1.1 緑化重点地区と候補地

③「南吹田の新駅周辺緑化重点地区」

a) 区域設定にあたっての基本的な考え方

- 緑化推進の取組による効果が見える範囲とし、南吹田地域のまちづくりの区域（南吹田の新駅の位置を中心に概ね半径 500m）と同程度の範囲とする。
- 単一自治会（上新田自治会と乾町自治会）の区域を基本とし、幹線道路、河川、鉄道、南吹田駅まちづくり推進市民協議会の活動区域を考慮する。

b) 緑化推進の課題

- 新駅周辺では、樹林などのみどりがほとんどない状況であり、駅前環境として相応しい緑化を駅前周辺整備事業と一体的に推進する必要がある。
- 工場と住宅地の調和あるまちづくりに資する緑化を推進する必要がある。
- 既存公園の再整備など、周辺のみどりの質の向上を図る必要がある。
- 神崎川の水辺環境改善に資する緑化などを展開することが求められる。

c) 予定・想定される施策

- 花と緑あふれる駅前交通広場の整備
- 駅前のシンボル道路となる街路緑化の推進
- 緑地の多様な機能に応える上新田公園の再整備
- まちなかの緑の拠点としての公共施設緑化の推進（小学校や浄水場など）
- 住宅地との調和を目指した工場緑化の推進（花と緑の緩衝ゾーンの形成など）
- 生産緑地の保全・活用（市民農園など）
- 神崎川緑地帯の形成（サクラ並木など）
- 市民緑化活動の推進

など、「南吹田地域のまちづくり基本計画」に基づく施策



図 5.1.2 「南吹田の新駅周辺緑化重点地区」の区域と予定・想定される施策

④「北大阪健康医療都市(健都)緑化重点地区」

a) 区域設定にあたっての基本的な考え方

- 緑化推進の取組による効果が見える範囲とし、「北大阪健康医療都市(健都)」の区域のうち吹田市域を基本とする。
- 「吹田操車場跡地地区低炭素まちづくり計画」の区域(土地区画整理事業施行区域)の吹田市域に「緑の遊歩道」の区域を加えた 17.5ha と同一の区域とする。

b) 緑化推進の課題

- 地区一帯はみどりが少なく、地表面の人工化が進んでいることから、ヒートアイランド対策の視点から、みどりの拠点性や連続性の確保を図る必要がある。
- 本地区の健康・医療のまちづくりコンセプトとも呼応させながら、熱中症対策など、健康影響を低減させる緑陰の確保といった、適応策も組み合わせた取組が求められる。
- 区域内でのみどりの量的な確保に加え、良好な景観形成、環境共生、健康増進などに資する質的な側面を重視した緑化が重要である。

c) 予定・想定される施策

- 「緑のふれあい交流創生ゾーン 1」における「みどりの広場」の整備
- 「緑のふれあい交流創生ゾーン 1」における「健康増進広場」の整備
- 「緑の遊歩道」、1号緑地、1号街区公園、2号街区公園、正雀川緑道の適切な維持管理
- まちのゲートにふさわしい駅前交通広場のみどりの適切な維持管理(JR 岸辺駅北側)
- 市民や組織化が検討されているエリアマネジメント組織によるみどりのマネジメント

など、「吹田操車場跡地地区低炭素まちづくり計画(エコまち計画)」に基づく施策



※今後、地権者、関係事業者などによる組織化が期待

図 5.1.3 「北大阪健康医療都市（健都）周辺緑化重点地区」の区域と予定・想定される施策

(2)保全配慮地区

①都市緑地法に基づく保全配慮地区とは

a) 位置付け

都市緑地法第4条に定めるみどりの基本計画の緑地保全手法の一つであり、みどりの基本計画で定めるべき事項として、「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区（保全配慮地区）並びに当該地区における緑地の保全に関する事項」が位置付けられています。

b) 設定目的と役割

緑地を中心として良好な自然環境の保全を図る必要がある地区において、条例を活用した保全措置などにより、市民の理解と協力を得ながら、戦略的・集中的に緑地を保全するために設定する事例や、みどりのまちづくりに対する市民の意識向上と普及・啓発を図るために設定する事例が多く見られます。

緑化重点地区と同様に、みどりのまちづくりのモデルとなる場所において、緑地保全施策を総合的に進め、その取組を市全域に広げていく役割を担っているといえます。

c) 設定によるメリット

- 独自の規制を伴う制度ではないが、設定地区における具体的な保全目標を示すことで、既存の保全制度の適用・運用や市民参画・協働による緑地保全活動の推進など、より幅広い施策展開が可能となる。
- 概念的な地区設定となるが、行政の意思を広く市民に示すことで、設定地区内の緑地の重要性についての認識を高めるとともに、緑地保全に対する意識共有を図ることが可能となる。
- 個々の緑地を対象として地区設定するのではなく、保全すべき緑地を含め、良好な自然環境を保全する地区を対象として地区設定することから、まちづくりや地域づくりの考え方に近い取組となることが期待できる。
- 都市計画決定や条例制定の必要性がないなど、設定するための手続きに多くの時間・労力を要さない。

②吹田市における保全配慮地区候補地の選定

吹田市における開発などによるみどりの減少化傾向を見ると、重要度が高い緑地については、保全配慮地区に設定し、保全に重点的な配慮を加えていくことが望ましいといえます。一方、緑地を永続的に保全していくためには、開発の際に緑地の一部を保全するよう開発事業者に義務付けたり、市が用地を買い取るなど、より実効性がある施策も展開する必要があります。

このため、今回の改訂では、次ページの条件をもとに良好な自然環境を形成している一団の緑地 30 地区を抽出し、このうち評価が高い 11 地区を保全配慮地区候補地として選定することにより、その地区が保全に重点的な配慮が必要であることを示します。また、候補地については、実効性が高い緑地保全策が展開できる一定の目途が立った時点で、地区設定します。

表 5.1.1 保全配慮地区候補地の抽出条件

条件区分	条 件	備 考
対象条件	300 m ² 以上のみどり (樹林地、草地、農地、裸地、水面)	都市緑地法における保全最小規模
除外条件	農地 (樹林地、草地、水面に隣接又は介在するものを除く)	都市緑地法における緑地の定義を厳格に適用
	裸地	都市緑地法における緑地の定義を厳格に適用
	施設緑地 (都市公園と公共施設緑地)	将来性にも残される可能性が高い、担保性があるみどりのうち、都市公園又は都市公園に準じる機能を持つ施設として、吹田市、大阪府又は国が土地を所有(借地などを含む)している緑地であり、高い担保性が認められる
	都市計画施設の計画決定区域 (未整備区域を含む)	都市計画において、施設整備を決定している
	千里ニュータウン・万博・阪大地域のみどり	本計画における緑被率目標 30%を相当程度上回り、かつ、顕著な緑地の減少化傾向が見られない地域
分断条件	幅員 15m 又は交通量 5,000 台/日以上 の道路、鉄道、強度に改変された河川	「都市における生物多様性指標(素案)(平成 25 年 5 月、国土交通省)」に基づく
一団条件	離隔 100m 以内	「都市における生物多様性指標(素案)(平成 25 年 5 月、国土交通省)」に基づく
	一団内の緑地面積の総和 1ha 以上	都市計画法における樹木の保存と表土の保全に関する面積基準

【保全配慮地区の設定要件】

- 市域を超える広域的な計画の位置付けがある地区
- 緑地の保全に対する市民意識が高い地区
- まとまったみどりが残されている地区
- みどりのネットワークを形成する上で、重要な位置にある地区
- 多様な植生が見られる地区
- 地区特有の生態系を保全する必要のある地区
- 土砂崩壊から守るために緑地を保全する必要のある地区
- 都市における環境保全に資する緑地のある地区
- 自然とのふれあいの場を提供する緑地として保全する必要のある地区
- 風致景観となる緑地を保全する必要のある地区
- 緑地を保全し、歴史的文化財の保全を図る地区

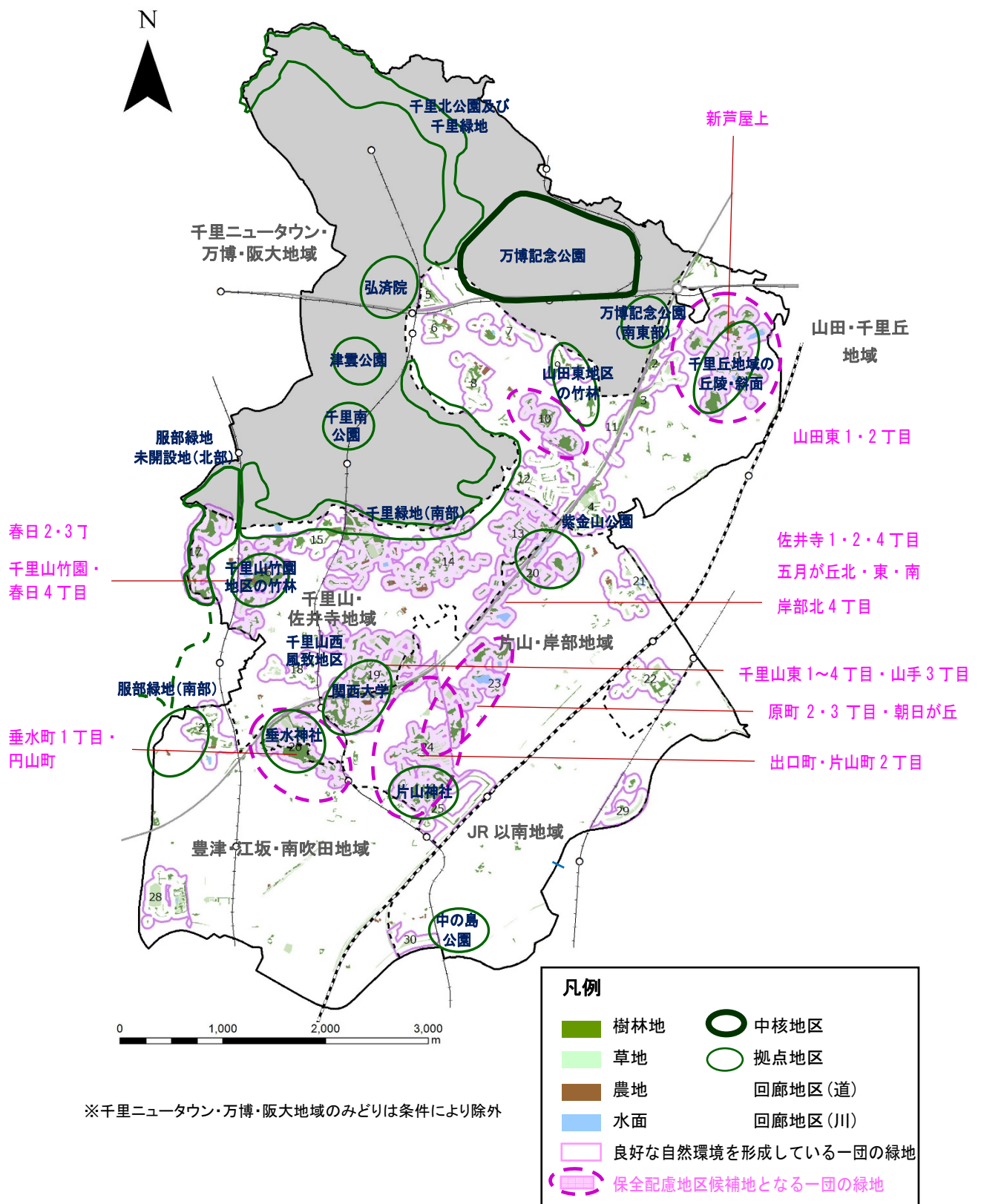
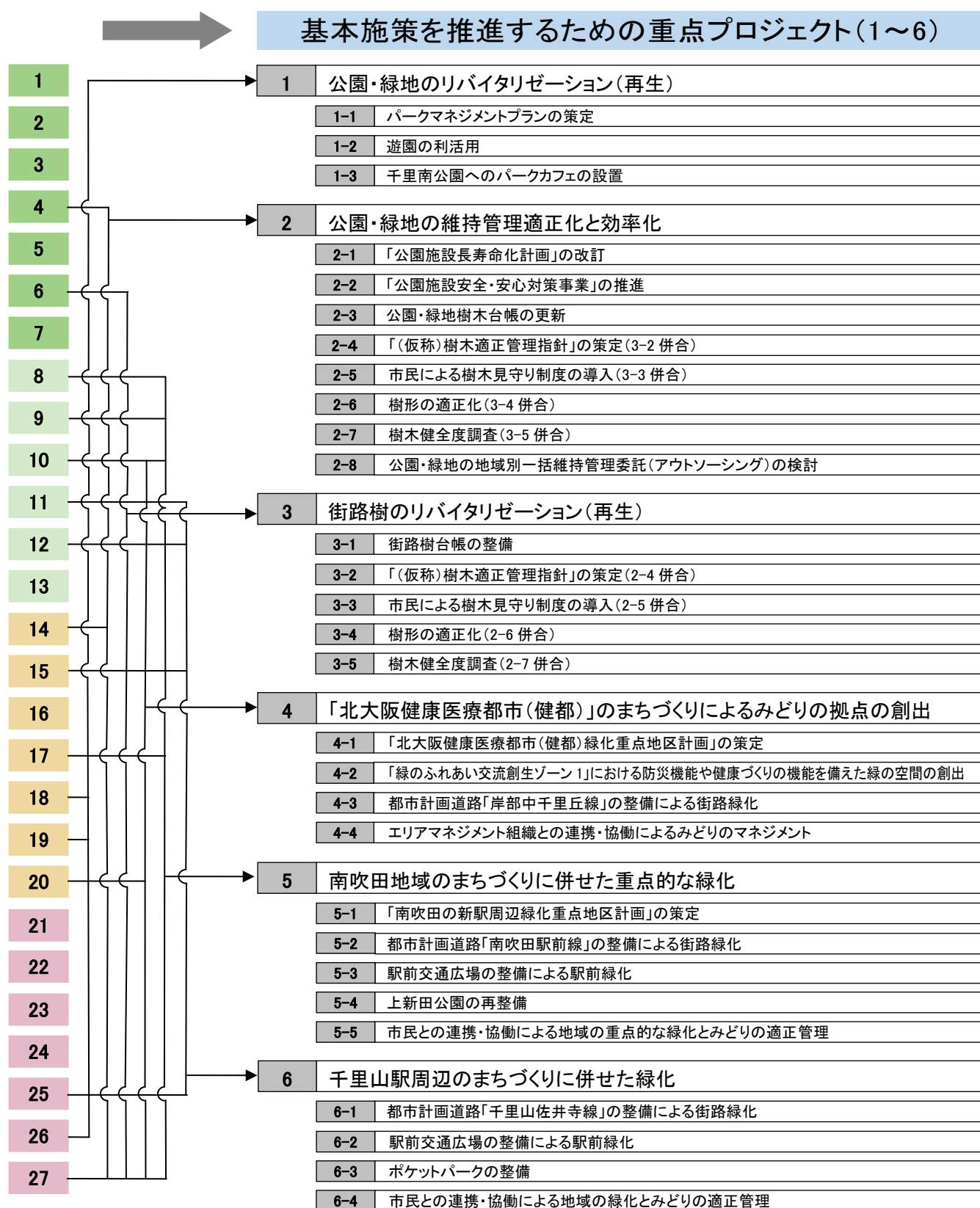


図 5.1.4 保全配慮地区候補地

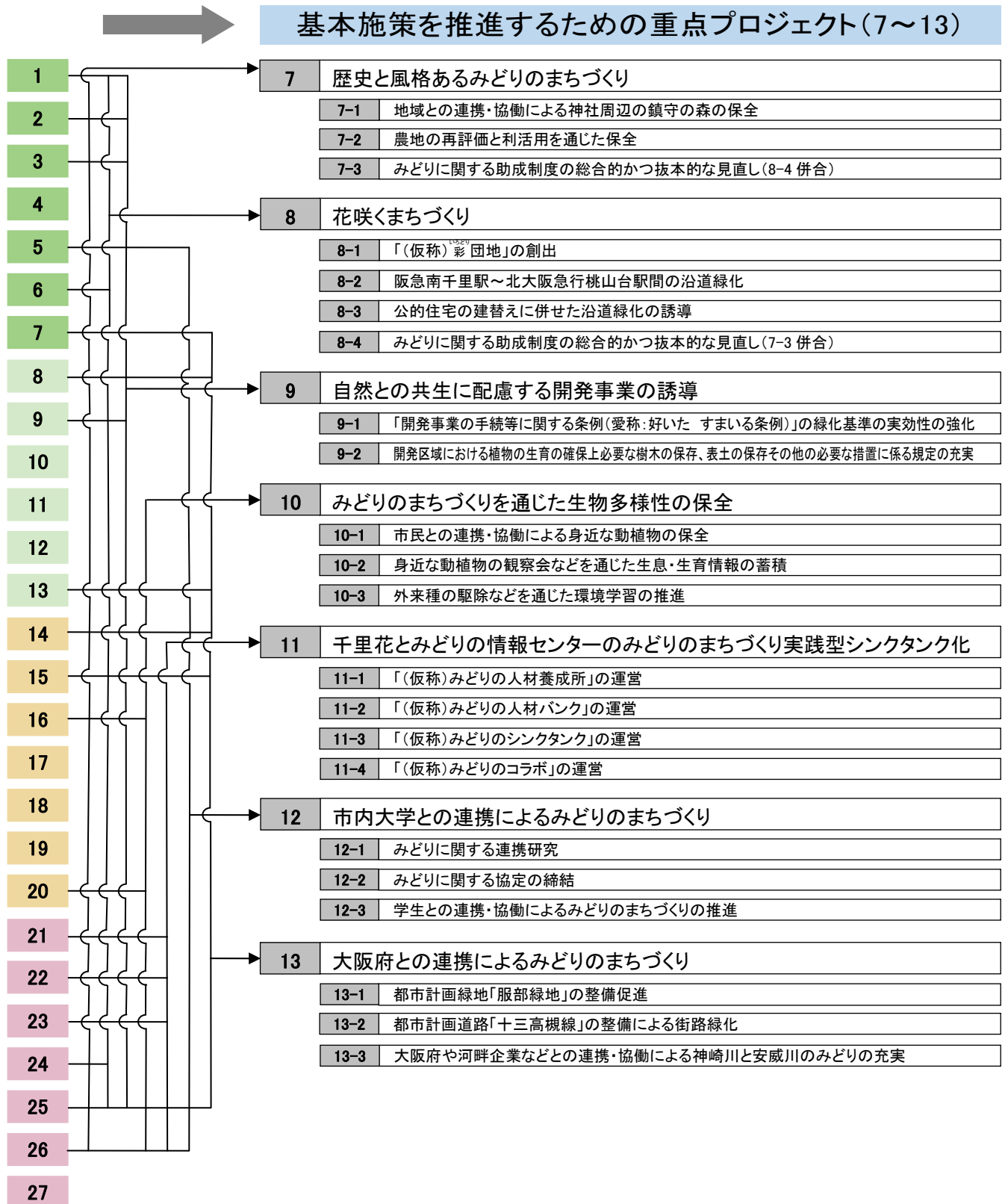
2 基本施策を推進するための重点プロジェクトの体系

27 の基本施策の総合的かつ効果的な推進と着実な実行に向けたアクションプランとして、以下の13の重点プロジェクトに取り組みます。

基本方針		基本施策	
みどりを 継承する	今ある民有地のみどりを 次世代へ継承する	1	住宅地のみどりの保全
	今ある公共のみどりを 次世代へ継承する	2	丘陵・斜面のみどりの保全
みどりを 生み出す	地域に応じた 創意工夫により、 みどりを生み出す	3	農地とため池の保全
		4	公園・緑地の適切な維持管理
	地域に応じた みどりの拠点をつくる	5	大学のみどりの保全
みどりを 活かす	生物多様性を保全し、 人と生き物に配慮した みどりのネットワークの形成を進める	6	道路のみどりの適切な維持管理
		7	河川と水路の適切な維持管理
	今ある公園・緑地を充実する	8	商業地・業務地の緑化
市民参画・協働により、 みどりのまちづくりを 進める	人と地域を育む場として みどりを活かす	9	住宅地の緑化
		10	公共施設の緑化
	市民参画・協働を支える 仕組みをつくる	11	身近な公園・緑地の新規整備
	市民参画・協働による 取組を進める	12	まちづくりに併せたみどりの拠点の創出
		13	大規模な公園・緑地の未開設区域の整備
		14	拠点・骨格となるみどりの保全
		15	ネットワーク軸となるみどりの形成
		16	在来生物の生息・生育環境の保全
		17	公園・緑地の再整備
		18	公園の運営管理
		19	みどりのまちづくり意識の普及・啓発
		20	みどりが持つ多様な効果の活用
		21	花とみどりの情報センターの充実
		22	みどりの人材育成
		23	市民参画・協働によるみどりのまちづくり推進組織の設立
		24	みどりの助成制度の見直し
		25	市民参画・協働によるみどりのまちづくりの推進
		26	みどりの調査と研究
		27	「緑化推進基金」の有効活用



基本方針		基本施策	
みどりを 継承する	今ある民有地のみどりを 次世代へ継承する	1	住宅地のみどりの保全
	今ある公共のみどりを 次世代へ継承する	2	丘陵・斜面のみどりの保全
みどりを 生み出す	地域に応じた 創意工夫により、 みどりを生み出す	3	農地とため池の保全
		4	公園・緑地の適切な維持管理
	地域に応じた みどりの拠点をつくる	5	大学のみどりの保全
みどりを 活かす	生物多様性を保全し、 人と生き物に配慮した みどりのネットワークの形成を進める	6	道路のみどりの適切な維持管理
		7	河川と水路の適切な維持管理
	今ある公園・緑地を充実する	8	商業地・業務地の緑化
	人と地域を育む場として みどりを活かす	9	住宅地の緑化
市民参画・協働により、 みどりのまちづくりを 進める	市民参画・協働を支える 仕組みをつくる	10	公共施設の緑化
		11	身近な公園・緑地の新規整備
	市民参画・協働による 取組を進める	12	まちづくりに併せたみどりの拠点の創出
		13	大規模な公園・緑地の未開設区域の整備
		14	拠点・骨格となるみどりの保全
		15	ネットワーク軸となるみどりの形成
		16	在来生物の生息・生育環境の保全
		17	公園・緑地の再整備
		18	公園の運営管理
		19	みどりのまちづくり意識の普及・啓発
		20	みどりが持つ多様な効果の活用
		21	花とみどりの情報センターの充実
		22	みどりの人材育成
		23	市民参画・協働によるみどりのまちづくり推進組織の設立
		24	みどりの助成制度の見直し
		25	市民参画・協働によるみどりのまちづくりの推進
		26	みどりの調査と研究
		27	「緑化推進基金」の有効活用



3 基本施策を推進するための重点プロジェクト

(1)重点プロジェクト1

公園・緑地のリバイタリゼーション(再生)

推進する基本施策

17	18	19	20	25
26				

公園・緑地を取り巻く状況が、整備から維持管理・活用へと大きく変化する中、これまで行ってきた維持管理・法令管理に運営管理の視点を加えます。運営管理の視点を加えることにより、公園利用の積極的な支援、多様な利用ニーズへの柔軟かつ適切な対応、他の公園利用者や周辺住民などとの利害の対立の予防、現状の利用状況についての評価と評価結果に基づく改善措置、公園施設の利用に伴う安全確保などを図ります。市民参画・協働により公園・緑地からもたらされる効用を引き出す、公園・緑地のリバイタリゼーション(再生)プロジェクトに取り組みます。

①重点プロジェクト 1-1 パークマネジメントプランの策定

平成26年度(2014年度)末時点において、市が管理する公園・緑地・遊園・緑道は、505箇所あります。これらの中には、設置後30年以上経過したものもあることから、当初の整備計画と現在の利用ニーズが一致していない可能性があります。また、千里ニュータウン地域などでは利用者が著しく少ないものが見受けられます。近年の公園・緑地・遊園・緑道管理において顕在化しつつある課題を踏まえ、全体及び主要な公園ごとに整備と管理に関する方針を定めたガイドライン(パークマネジメントプラン)を策定します。

②重点プロジェクト 1-2 遊園の利活用

今後策定する「(仮称)全体パークマネジメントプラン」を基に、千里花とみどりの情報センターにおいて運営する「(仮称)みどりのシンクタンク」と「(仮称)みどりのコラボ」を活用しながら、遊園の利活用に関する調査・研究と実践を行います。

③重点プロジェクト 1-3 千里南公園へのパークカフェの設置

四季を通じてみどりに包まれたコミュニティ空間を創出するため、千里南公園にパークカフェを設置します。設置にあたっては、都市公園法に基づく設置・管理許可制度を活用し、多様な公園管理者による設置・管理など、機能の増進と市が負担する費用の軽減に関する方策を併せて検討します。

表 5.3.1 重点プロジェクト1の取組目標

重点プロジェクト番号	目標指標	現況値	目標値		主な取組主体	行政の担当室課
		平成27年度(2015年度)末	平成32年度(2020年度)末	平成37年度(2025年度)末		
1-1	パークマネジメントプラン策定数	0公園	全体・7公園 →		行政	公園みどり室
1-2	遊園の利活用の方針決定	未決定	決定済 →		行政・市民	公園みどり室
1-3	千里南公園へのパークカフェの設置	未設置	設置済 →		行政	公園みどり室

⑤重点プロジェクト 2-5 市民による樹木見守り制度の導入(3-3 併合)

公園緑地樹木の日常的な点検、樹形の適正化、定期的を実施する樹木健全度調査などに市民の積極的な協力が得られ、円滑な活動が推進されるよう、公園緑地樹木の維持管理に関するボランティア制度を導入します。

⑥重点プロジェクト 2-6 樹形の適正化(3-4 併合)

「樹木健全度緊急調査業務」における必要な改善処置の内容を踏まえ、また、今後策定する「(仮称) 樹木適正管理指針」に基づき、良好な公園緑地樹木とする樹形の適正化に向けて剪定などを行います。取組にあたっては、「街路樹写真コンクール」の入賞作品を活用するほか、市民がわかりやすいよう工夫を凝らした「(仮称) 樹木適正管理指針」の概要パンフレットを作成・配布し、市民の理解・協力が得られるよう努めます。



自然樹形に仕立てられたアベマキ

⑦重点プロジェクト 2-7 樹木健全度調査(3-5 併合)

「樹木健全度緊急調査業務」の診断結果を踏まえ、対象樹木や診断項目などを絞り込んだうえで、概ね5年に1回の頻度で継続的に樹木健全度調査を実施します。取組にあたっては、市民による樹木見守り制度を活用します。



樹木診断

⑧重点プロジェクト 2-8 公園・緑地の地域別一括維持管理委託(アウトソーシング)の検討

これまで行ってきた公園・緑地ごと、清掃や剪定などの維持管理委託の手法を検証し、地域ごとに公園・緑地の維持管理を包括的に委託するなど、維持管理水準の確保と事業予算の有効活用に向けた新しい手法を検討します。

表 5.3.2 重点プロジェクト 2 の取組目標

重点 プロジェクト 番号	目標指標	現況値	目標値		主な取組主体	行政の担当室課
		平成 27 年度 (2015 年度)末	平成 32 年度 (2020 年度)末	平成 37 年度 (2025 年度)末		
2-1	「公園施設長寿命化計画 (改訂版)」の策定	未策定	策定済		行政	公園みどり室
2-2	大型遊具の更新数	4 基/年	5 基/年	5 基/年	行政	公園みどり室
2-3	公園・緑地樹木台帳の更新	未更新	更新		行政	公園みどり室
2-4	「(仮称)樹木適正管理指針」 の策定	未策定	策定済		行政	公園みどり室 道路室
2-5	市民による樹木見守り制度 の導入	未導入	導入済		行政	公園みどり室 道路室
2-7	樹木健全度調査の 定期的実施	実施済	実施	実施	行政・市民	公園みどり室 道路室
2-8	公園・緑地の地域別一括維持管理委託 (アウトソーシング)の方針決定	未決定	決定済		行政	公園みどり室

(3)重点プロジェクト3**推進する基本施策****街路樹のリバイタリゼーション(再生)**

6 15 25 27

千里ニュータウンをはじめとする市内の道路では、豊かな街路樹が育まれており、近年の街路樹に対する市民の評価も高まっています。一方、50年近くの樹齢を重ねた千里ニュータウンなどの街路樹は、倒伏リスクの高まりや生育に伴う通行障害の発生などが課題となっています。

吹田市のブランドである豊かなみどりを存分に生かし、都市魅力を一層強化するため、街路樹のリバイタリゼーション(再生)プロジェクトに取り組みます。

①重点プロジェクト 3-1 街路樹台帳の整備

全ての中高木(約2万本)を対象に、樹種、植栽時期、剪定頻度、樹形、市民要望、事故履歴などの情報を個々に管理するため、平成26年度(2014年度)から平成27年度(2015年度)にかけて実施した「樹木健全度緊急調査業務」の成果を活用し、位置図、診断カルテ、調査結果データベースなどからなる街路樹台帳を整備します。

②重点プロジェクト 3-2 「(仮称)樹木適正管理指針」の策定(2-4 併合)

「樹木健全度緊急調査業務」により得られた情報を活用し、路線ごとに適する樹種の選定、景観・緑陰・生態系などにも配慮した管理手法の検討、落葉・病虫害・越境枝などの課題に対応する路線ごとの目標樹形の設定、質の高いまちを維持するための長期的な維持管理費・資産価値の算出、樹木健全度調査の対象樹木・調査項目・継続手法の方針設定、市民による樹木見守り制度の検討など、街路樹を予防保全型で適正に管理するための考え方を整理した「(仮称)樹木適正管理指針」を策定します。

③重点プロジェクト 3-3 市民による樹木見守り制度の導入(2-5 併合)

街路樹の日常的な点検、樹形の適正化、定期的に実施する樹木健全度調査などに市民の積極的な協力が得られ、円滑な活動が推進されるよう、街路樹の維持管理に関するボランティア制度を導入します。

④重点プロジェクト 3-4 樹形の適正化(2-6 併合)

「樹木健全度緊急調査業務」における必要な改善的処置の内容を踏まえ、また、今後策定する「(仮称)街路樹適正管理指針」に基づき、良好な街路樹とする樹形の適正化に向けて剪定などを行います。取組にあたっては、「街路樹写真コンクール」の入賞作品を活用するほか、市民がわかりやすいよう工夫を凝らした「(仮称)樹木適正管理指針」の概要パンフレットを作成・配布し、市民の理解・協力が得られるよう努めます。



平成26年度(2014年度)
街路樹写真コンクール入賞作品

⑤重点プロジェクト 3-5 樹木健全度調査(2-7 併合)

「樹木健全度緊急調査業務」の診断結果を踏まえ、対象樹木や診断項目などを絞り込んだうえで、概ね5年に1回の頻度で継続的に樹木健全度調査を実施します。取組にあたっては、市民による樹木見守り制度を活用します。

表 5.3.3 重点プロジェクト 3 の取組目標

重点 プロジェクト 番号	目標指標	現況値	目標値		主な取組主体	行政の担当室課
		平成 27 年度 (2015 年度) 末	平成 32 年度 (2020 年度) 末	平成 37 年度 (2025 年度) 末		
3-1	街路樹台帳の整備	未整備	整備済 →		行政	道路室
3-2	「(仮称)樹木適正管理指針」 の策定	未策定	策定済 →		行政	道路室 公園みどり室
3-3	市民による樹木見守り制度 の導入	未導入	導入済 →		行政	道路室 公園みどり室
3-5	樹木健全度調査の定期的 実施	実施済	実施	実施 →	行政・市民	道路室 公園みどり室

(4)重点プロジェクト4

「北大阪健康医療都市(健都)」のまちづくりによるみどりの拠点の創出

推進する基本施策

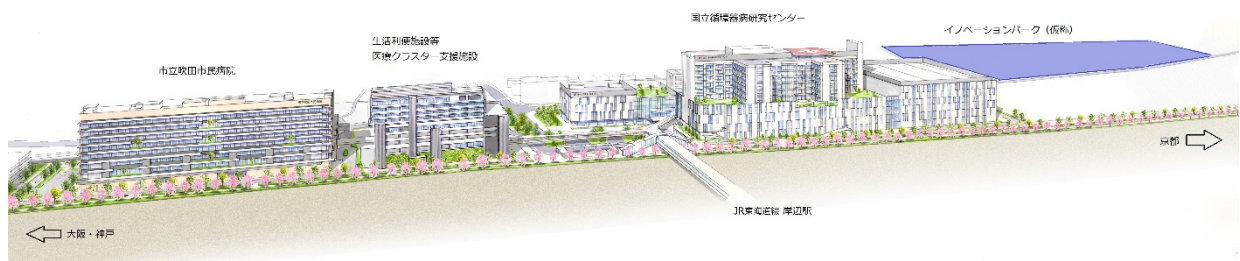
10	11	12	15	20
25	27			

昭和59年(1984年)に機能停止された「吹田操車場跡地」において、「緑と水につつまれた健康・教育創生拠点」の創出を基本理念として、環境面においても市内を先導する先進的な環境モデル地区の創出を目指し、「北大阪健康医療都市(健都)」のまちづくりを進めています。平成26年(2014年)には、貨物ターミナル駅の建設に合わせ、JR吹田駅からJR千里丘駅まで東西約3kmに及ぶ緩衝緑地帯として「緑の遊歩道」が整備され、平成27年(2015年)3月に策定した「吹田操車場跡地地区低炭素まちづくり計画」では、「緑地の保全及び緑化の推進」を基本方針の1つに掲げ、「ベース緑(量で確保する緑)」と「クオリティみどり(質的な向上に資する取り組み)」による具体的な緑被率目標を定めました。



「北大阪健康医療都市(健都)」

みどりの将来像における新たなみどりの拠点、また、緑化重点地区として本計画に位置付け、「北大阪健康医療都市(健都)」のまちづくりによるみどりの拠点の創出プロジェクトに取り組みます。



①重点プロジェクト4-1「北大阪健康医療都市(健都)緑化重点地区計画」の策定

「北大阪健康医療都市(健都)緑化重点地区」におけるみどりのまちづくりに関する施策方針を示すため、今後、地権者や関係事業者、有識者、学識経験者、関係機関などで構成され組織化が期待されるエリアマネジメント組織などの参画のもと、地区の概況やみどりの現況を整理するとともに、基本理念・方針・目標や主な取組を検討し、「北大阪健康医療都市(健都)緑化重点地区計画」を策定します。

②重点プロジェクト 4-2 「緑のふれあい交流創生ゾーン1」における防災機能や健康づくりの機能を備えた緑の空間の創出

「緑のふれあい交流創生ゾーン1（約2.1ha）」においては、市域南部に不足するみどりの確保と「緑の遊歩道」との連携を深める施設として、防災や健康増進機能を高める施設を中心とした公園の整備を進めます。土地区画整理事業により既に整備された1号緑地と1号街区公園に隣接する「緑のふれあい交流創生ゾーン1」の西側では、日常は憩いの場を提供するみどりにつつまれた広場空間、災害時には一時避難地として活用できる「みどりの広場」を整備します。また、東側では、国立循環器病研究センターと市民病院の協力・監修を受けながら、市民自らが予防医療や健康づくりが実践できる我が国トップレベルの「健康増進広場」を整備します。「健康増進広場」では、国立循環器病研究センターや市民病院の協力・監修による運動プログラムや健康イベント等の開催などにより、公園から始まる健康づくりの実践を促します。

③重点プロジェクト 4-3 都市計画道路「岸部中千里丘線」の整備による街路緑化

幹線道路大阪高槻京都線と「北大阪健康医療都市（健都）」を接続する都市計画道路「岸部中千里丘線」の整備による街路緑化を行います。

④重点プロジェクト 4-4 エリアマネジメント組織との連携・協働によるみどりのマネジメント

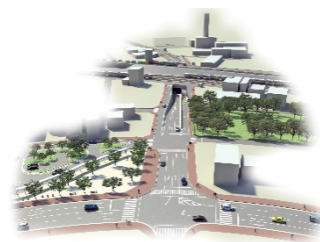
「北大阪健康医療都市（健都）」での低炭素化と魅力的・持続的なまちづくりに向けて、地権者、関係事業者、有識者、学識経験者、関係機関などで構成するエリアマネジメント組織などの組織化を働きかけます。また、参画主体と連携・協働しながら、広場を活用した健康・医療関連イベントの実施、緑地・広場を活用したパークマネジメント、緑の遊歩道・緑地・広場の維持管理など、「北大阪健康医療都市（健都）」の継続的な価値向上を図っていきます。

表5.3.4 重点プロジェクト4の取組目標

重点 プロジェクト 番号	目標指標	現況値	目標値		主な取組主体	行政の担当室課
		平成27年度 (2015年度)末	平成32年度 (2020年度)末	平成37年度 (2025年度)末		
4-1	「北大阪健康医療都市（健都） 緑化重点地区計画」の策定	未策定	策定済		行政・事業者・ 市民	公園みどり室 北大阪健康医療都市推進室
4-2	「みどりの広場」と 「健康増進広場」の整備	未整備	整備済		行政	北大阪健康医療都市推進室
4-3	都市計画道路「岸部中千里丘線」 の整備による街路緑化	整備中	整備済		行政	地域整備推進室

②重点プロジェクト5-2 都市計画道路「南吹田駅前線」の整備による街路緑化

市では、南吹田の新駅の事業に合わせ、平成30年度（2018年度）末の完成を目標に、駅前交通広場を含む都市計画道路「南吹田駅前線」の未完成区間延長約390mの整備を進めています。都市計画道路「南吹田駅前線」の整備により、周辺の景観に配慮した街路緑化に取り組みます。



都市計画道路「南吹田駅前線」
整備イメージ

③重点プロジェクト5-3 駅前交通広場の整備による駅前緑化

都市計画道路「南吹田駅前線」の一部として、駅前交通広場を整備し、駅前に相応しい緑化を図ります。整備にあたっては、交通結節点としての機能を保ちつつ、限られたスペースを有効活用し、地域の意見を可能な限り反映しながら、花や緑に配慮した施設の配置計画を検討します。



駅前交通広場 整備イメージ

④重点プロジェクト5-4 上新田公園の再整備

都市計画道路「南吹田駅前線」の整備の関連工事として、都市計画道路「南吹田駅前線」を挟んで駅前交通広場と対面し、地域の顔となる場所に位置する上新田公園（昭和50年（1975年）開設）を再整備します。再整備にあたっては、地域住民による参画のもと、防災機能を高めた施設整備の促進などを視野に入れた再整備計画を策定します。



上新田公園

⑤重点プロジェクト5-5 市民との連携・協働による地域の重点的な緑化とみどりの適正管理

「南吹田地域のまちづくり基本計画」において整理した「まちの方向性3 花や緑がいっぱいで美しいまち」に沿って、地域の玄関にふさわしい花とみどりの駅前交通広場づくり、散歩したくなる並木道づくり、住宅地での花とみどりのあふれるまちなみづくり、憩いと安らぎの場となる公園づくりなど、市民との連携・協働による地域の重点的な緑化とみどりの適正管理に取り組みます。

表5.3.5 重点プロジェクト5の取組目標

重点 プロジェクト 番号	目標指標	現況値	目標値		主な取組主体	行政の担当室課
		平成27年度 (2015年度)末	平成32年度 (2020年度)末	平成37年度 (2025年度)末		
5-1	「南吹田の新駅周辺緑化重点地区計画」の策定	未策定	策定済		行政・事業者・市民	公園みどり室 都市計画室
5-2	都市計画道路「南吹田駅前線」の整備による街路緑化	整備中	整備済		行政	地域整備推進室
5-3	駅前交通広場の整備による駅前緑化	整備中	整備済		行政	地域整備推進室
5-4	上新田公園の再整備	未整備	検討	整備済	行政	公園みどり室

(6)重点プロジェクト6

千里山駅周辺のまちづくりに併せた緑化

推進する基本施策

11 12 15 25

千里山地区は、大正末期に住宅地が開発され、みどりで豊かで閑静な住宅街として市街地が形成されました。近年、地域の大きな課題となっていた、踏切を中心とした阪急千里山駅周辺の交通環境を改善するため、平成17年(2005年)から市民、UR都市機構、市などによる話し合いを開始し、老朽化したUR都市機構千里山団地の建替えと総合的・一体的に都市計画道路「千里山佐井寺線」や駅前交通広場の整備を行う「千里山駅周辺整備事業」を進めています。

みどりの拠点の創出に向けて、千里山駅周辺のまちづくりに併せた緑化プロジェクトに取り組めます。



千里山駅周辺



「千里山駅周辺整備事業」計画図

①重点プロジェクト 6-1 都市計画道路「千里山佐井寺線」の整備による街路緑化

両側 2.5～4.5m の歩行者道を備えた都市計画道路「千里山佐井寺線」の整備を促進し、歩道部分における街路緑化を進めます。また、歩道部分に透水性舗装を行い、環境負荷軽減にも努めます。



都市計画道路「千里山佐井寺線」
整備イメージ

②重点プロジェクト 6-2 駅前交通広場の整備による駅前緑化

広場及びバス・タクシーなどの待機場所となり、将来は路線バスの乗り入れが予定されている駅前交通広場の整備により、駅前に相応しい緑化を図ります。



駅前交通広場
整備イメージ

③重点プロジェクト 6-3 ポケットパークの整備

阪急千里山駅西側において計画している歩道の拡幅や交差点の改良などと併せて、憩いの場となるポケットパークを整備します。

④重点プロジェクト 6-4 市民との連携・協働による地域の緑化とみどりの適正管理

UR 都市機構千里山団地の建替えと「千里山駅周辺整備事業」を始めとする千里山駅周辺のまちづくりにおいて、市民との連携・協働による地域の緑化とみどりの適正管理に取り組みます。

表 5.3.6 重点プロジェクト 6 の取組目標

重点 プロジェクト 番号	目標指標	現況値	目標値		主な取組主体	行政の担当室課
		平成 27 年度 (2015 年度)末	平成 32 年度 (2020 年度)末	平成 37 年度 (2025 年度)末		
6-1	都市計画道路「千里山佐井寺線」 の整備による街路緑化	整備中	整備済		行政	地域整備推進室
6-2	駅前交通広場の整備による 駅前緑化	整備中	整備済		行政	地域整備推進室
6-3	ポケットパークの整備	未整備	整備済		行政	地域整備推進室

(7)重点プロジェクト7

歴史と風格あるみどりのまちづくり

推進する基本施策

2	3	14	16	24
25	26			

神社周辺の鎮守の森、里山、農地、ため池、古木・大木などの長い年月を経て育まれてきたみどりは、まちに歴史と風格ある景観を醸し出す重要な要素です。これらの多くは、永続的な担保性がない民有のみどりであり、近年、様々な要因から減少傾向にあります。

これらのみどりを次世代へ継承するため、市民参画・協働による取組や行政による支援を積極的に進めながら、歴史と風格あるみどりのまちづくりプロジェクトに取り組みます。

①重点プロジェクト 7-1 地域との連携・協働による神社周辺の鎮守の森の保全

森林法に基づく「保安林」として指定されている垂水神社周辺の樹林（0.86ha）、片山神社周辺の樹林（0.48ha）、山田伊射奈岐神社周辺の樹林（0.50ha）は、いずれも丘陵斜面に位置し、みどりの骨格を形成しています。「保安林」の指定面積を維持するとともに、質的にも良好な状態を保持するため、地域住民が「保安林」を含む神社周辺の樹林の維持管理に協力できるような仕組みを検討します。



垂水神社周辺の鎮守の森

②重点プロジェクト 7-2 農地の再評価と利活用を通じた保全

買取申出される「生産緑地地区」の機能保全などの課題を踏まえ、人口、土地利用、地域経済、地球環境、インフラ、防災などを含む広い視野のもと、まちづくりのランドデザインとして、農地とため池を多面的に評価したうえで、そのあり方を再検討します。また、土地所有者への開設支援や利用者への栽培講習会などを行う「市民農園整備運営事業」、種子などを配布する「花とみどりふれあい農園事業」、「吹田くわい」の栽培を支援する「農作物特産品栽培奨励事業」などを通じ、生産基盤としての機能だけではなく、農地が持っている多面的な機能を活用することにより、農地を保全します。



「市民農園」

③重点プロジェクト 7-3 みどりに関する助成制度の総合的かつ抜本的な見直し(8-4 併合)

市民と事業者が、神社周辺の鎮守の森、里山、農地・ため池、古木・大木などのみどりを保全しやすい環境を整えるため、多様化する市民ニーズに対応し、利用しやすい・したくなる制度として、かつ、効果的な制度となるよう、みどりに関する様々な助成制度を総合的かつ抜本的に見直します。

表 5.3.7 重点プロジェクト 7 の取組目標

重点 プロジェクト 番号	目標指標	現況値	目標値		主な取組主体	行政の担当室課
		平成 27 年度 (2015 年度) 末	平成 32 年度 (2020 年度) 末	平成 37 年度 (2025 年度) 末		
7-1	地域との連携・協働による 市民活動数	累計 0 箇所	累計 1 箇所	累計 2 箇所	行政・市民	公園みどり室
7-3	みどりに関する助成制度の 総合的かつ抜本的な見直し	未実施	実施済		行政	公園みどり室

(8)重点プロジェクト8

花咲くまちづくり

推進する基本施策

1	6	9	15	24
25				

吹田市のブランドである豊かなみどりを存分に生かし、都市魅力を一層強化するため、地域に応じた創意工夫により、良好な景観を形成するみどりを生み出す、花咲くまちづくりプロジェクトに取り組みます。

①重点プロジェクト 8-1 「(仮称) 彩^{いろどり} 団地」の創出

吹田市の住宅の4分の3が集合住宅である特殊性を特長ととらえ、そのベランダ部分や沿道部分を管理組合が自主的に花で飾ることを誘導・支援し、集合住宅ごとに色が統一され、まち全体として色彩豊かな「(仮称) 彩^{いろどり} 団地」を創出します。

②重点プロジェクト 8-2 阪急南千里駅～北大阪急行桃山台駅間の沿道緑化

千里ニュータウンプラザと南千里庁舎が立地する阪急南千里駅周辺では、「千里南地区センター再整備事業」による市域北部の拠点的なまちづくりが進められています。阪急南千里駅周辺の魅力を一層強化するため、平成25年度(2013年度)に大阪府から吹田市へ移管された、阪急南千里駅～北大阪急行桃山台駅間の道路(桃山台41号線)を緑化します。また、大阪府との連携・協働により、隣接する府営住宅の建替えに併せて接道部の緑化を誘導するなど、道路と沿道を一体的にデザインし、花とみどり豊かな景観を創出するよう努めます。



桃山台41号線

③重点プロジェクト 8-3 公的住宅の建替えに併せた沿道緑化の誘導

市内には、阪急千里線の延伸や千里ニュータウンの開発に伴って建設されたものなど、吹田市、大阪府、大阪府住宅供給公社、UR都市機構が運営する公的住宅が多くあります。千里ニュータウンでは、まちびらきから50年以上が経過し、多くが建替え時期を迎えつつあることを機ととらえ、建替えに併せて、これまで育まれてきたみどりを可能な限り保全しながら、これまで以上にみどりが豊かになるよう、木々や草花などによる沿道の緑化を誘導します。



公的住宅の沿道緑化

④重点プロジェクト 8-4 みどりに関する助成制度の総合的かつ抜本的な見直し(7-3 併合)

市民と事業者が、ベランダ園芸や地先園芸などの沿道緑化、駐車場緑化、屋上・壁面緑化などの緑化に取り組みやすい環境を整えるため、多様化する市民ニーズに対応し、利用しやすい・したくなる制度として、かつ、効果的な制度となるよう、みどりに関する様々な助成制度を総合的かつ抜本的に見直します。

表 5.3.8 重点プロジェクト8の取組目標

重点 プロジェクト 番号	目標指標	現況値	目標値		主な取組主体	行政の担当室課
		平成 27 年度 (2015 年度) 末	平成 32 年度 (2020 年度) 末	平成 37 年度 (2025 年度) 末		
8-1	「(仮称) 彩 団地」数 いろどり	0 棟	累計 5 棟	累計 10 棟	行政・市民	公園みどり室
8-4	みどりに関する助成制度の 総合的かつ抜本的な見直し	未実施	実施済		行政	公園みどり室

(9)重点プロジェクト9

自然との共生に配慮する開発事業の誘導

推進する基本施策

1	2	3	5	8
9	25			

近年のみどりの減少要因となっている開発事業に対応しつつ、持続可能で健全な都市の発展を目指し、自然との共生に配慮する開発事業の誘導プロジェクトに取り組みます。

①重点プロジェクト 9-1 「開発事業の手続等に関する条例(愛称:好いた すまいる条例)」の緑化基準の実効性の強化

開発事業における敷地内の緑化に関する規定を見直し、「開発事業の手続等に関する条例(愛称:好いた すまいる条例)」の緑化基準の実効性を強化します。具体的には、本計画における地域別緑被率目標の達成に向けた開発地域ごとの緑化率基準の設定、緑化率基準を上回る緑化に対する駐車施設の整備基準の緩和、屋上・壁面緑化や駐車場緑化などの創意工夫により生み出されるみどりに対する緑化面積の算定方法の変更などを行います。

②重点プロジェクト 9-2 開発区域における植物の生育の確保上必要な樹木の保存、表土の保全その他の必要な措置に係る規定の充実

都市計画法第29条に基づく開発許可を要さない開発事業を含め、開発区域で育まれてきた樹木の保存や自然的表土の保全に向けた調査や面積に関する基準を「開発事業の手続等に関する条例(愛称:好いたすまいる条例)」に規定するなど、開発区域における植物の生育の確保上必要な措置に係る規定を充実します。



開発区域内に保存された樹木

表 5.3.9 重点プロジェクト9の取組目標

重点プロジェクト番号	目標指標	現況値	目標値		主な取組主体	行政の担当室課
		平成27年度 (2015年度)末	平成32年度 (2020年度)末	平成37年度 (2025年度)末		
9-1	「開発事業の手続等に関する条例(愛称:好いた すまいる条例)」の改正	未改正	未改正	改正済 →	行政	公園みどり室 開発審査室
9-2	開発区域における植物の生育の確保上必要な措置に係る規定の充実	未実施	未実施	実施済 →	行政	公園みどり室 開発審査室

(10)重点プロジェクト10

推進する基本施策

みどりのまちづくりを通じた生物多様性の保全

16 20 25 26

近年、地球上の生物種の絶滅速度が増し、吹田市においても生物多様性の損失が懸念されている中、市内には、市民参画・協働による取組を通じて、ヒメボタル、コバノミツバツツジ、ヤマサギソウ、イヌセンブリなどの貴重な動植物が生息・生育している場所があります。

人と生き物との共生社会の実現に向けて、みどりのまちづくりを通じた生物多様性の保全プロジェクトに取り組みます。

①重点プロジェクト 10-1 市民との連携・協働による身近な動植物の保全

生き物調査、観察会の開催、外来種の駆除など、市民による身近な動植物の保全活動を「(仮称) みどりの人材バンク」と「(仮称) みどりのコラボ」の運営を通じて支援します。

特に、市民による積極的な保全活動が行われているヒメボタル(千里緑地(第4区))、コバノミツバツツジ(紫金山公園)、ヤマサギソウ・イヌセンブリ(青山台の道路敷・下水道敷)の生息・生育地においては、「緑あふれる未来サポーター」などの市民と連携・協働しながら、保護柵の設置など植生管理への配慮を加えた維持管理に努めます。



市天然記念物「ヒメボタル生息地とそのヒメボタル」

②重点プロジェクト 10-2 身近な動植物の観察会などを通じた生息・生育情報の蓄積

市民が開催する身近な動植物の観察会や生き物調査などを通じて、生物多様性の保全に向けた基礎情報となる生息・生育情報を花とみどりの情報センターに蓄積します。



NPO 法人すいた市民環境会議によるヤマサギソウやイヌセンブリなどの観察会

③重点プロジェクト 10-3 外来種の駆除などを通じた環境学習の推進

市民が開催する外来種の駆除活動や生物多様性保全の啓発活動などを通じて、小学校や自治会などと連携した市民の環境学習を推進します。

表 5.3.10 重点プロジェクト 10 の取組目標

重点プロジェクト番号	目標指標	現況値	目標値		主な取組主体	行政の担当室課
		平成 27 年度 (2015 年度) 末	平成 32 年度 (2020 年度) 末	平成 37 年度 (2025 年度) 末		
10-1	ヒメボタル、コバノミツバツツジ、ヤマサギソウ、イヌセンブリの保全数	4 種/年	4 種/年	4 種/年	行政・市民	公園みどり室 道路室 水循環室
10-2	収集情報の整理頻度	未実施	1 回/年	1 回/年		
10-3	環境学習会開催数	未実施	6 回/年	6 回/年	行政・市民	公園みどり室

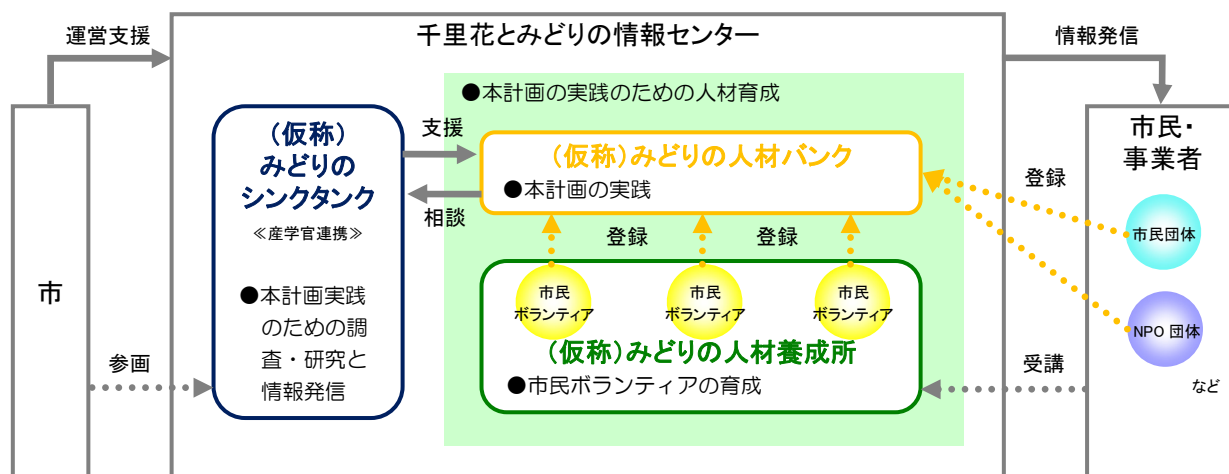
(11)重点プロジェクト11

千里花とみどりの情報センターの
みどりのまちづくり実践型シンクタンク化

推進する基本施策

21 22 23 25 26

これまでの管理運営を通じて^{つちか}培われた基盤をもとに、市民参画・協働によるみどりのまちづくりを進めていく仕組みを強化するため、江坂花とみどりの情報センターと千里花とみどりの情報センターの連携のあり方を見直します。江坂花とみどりの情報センターをみどりの普及・啓発施設として一層充実しつつ、千里花とみどりの情報センターのみどりのまちづくり実践型シンクタンク化プロジェクトに取り組みます。



千里花とみどりの情報センターの機能イメージ

①重点プロジェクト 11-1 「(仮称)みどりの人材養成所」の運営

「(仮称)みどりの人材バンク」で活躍する市民ボランティアを養成するため、園芸だけでなく、樹木診断、パークマネジメント、ビオトープ管理など、みどりのまちづくり全般に関する高度専門的な知識・技術を習得することができる講習会を開催します。

②重点プロジェクト 11-2 「(仮称)みどりの人材バンク」の運営

パークマネジメント、樹木の適正管理、「(仮称)彩団地」の創出など、重点プロジェクトを市民参画・協働により実践するため、「(仮称)みどりの人材養成所」で養成された市民ボランティアを中心とする実践体制を構築し、会議・勉強会の開催による実践体制の強化や資機材の貸与などの支援を行います。実践結果は、「(仮称)みどりのシンクタンク」にフィードバックし、更なる調査・研究に活用します。

③重点プロジェクト 11-3 「(仮称)みどりのシンクタンク」の運営

「(仮称)みどりの人材バンク」の運営を通じた市民参画・協働によるみどりのまちづくりの実践を支援するため、市、大学、事業者などの産学官による連携体制を構築し、重点プロジェクトを市民参画・協働により実行に移すための調査・研究を行います。調査・研究の成果は、シンポジウムなどを通じて吹田市内外に情報発信し、日本全国におけるみどりのまちづくりの支援に活用します。

④重点プロジェクト11-4 「(仮称)みどりのコラボ」の運営

市民参画・協働により本計画を確実に進めていくため、市民・事業者・行政が対等な立場で参画するプラットフォーム型の庁外組織「(仮称)みどりのコラボ」を設置します。「(仮称)みどりのコラボ」は、千里花とみどりの情報センターが事務局となり、調査・研究、普及・啓発イベントの開催、人材育成、本計画の進行管理など、みどりに関する幅広い活動を行います。合わせて、「(仮称)みどりの人材バンク」の運営を通じた市民参画・協働によるみどりのまちづくりの実践にあたって、みどりが持つ多様な効果を有機的に活用するため、みどり分野以外の活動を行う自治会、ボランティア団体、NPO 法人、事業者なども含めた意見交換や情報共有を行います。

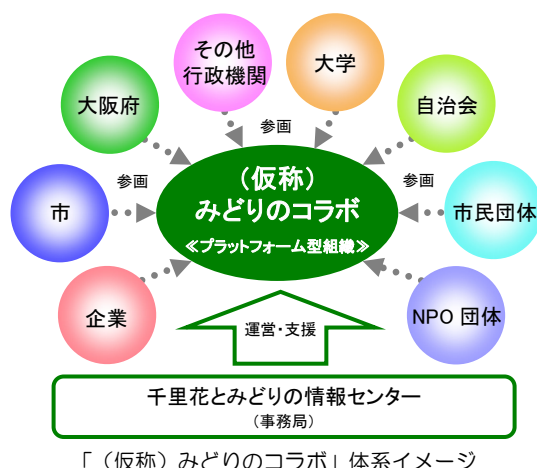


表 5.3.11 重点プロジェクト11 の取組目標

重点 プロジェクト 番号	目標指標	現況値	目標値		主な取組主体	行政の担当室課
		平成 27 年度 (2015 年度) 末	平成 32 年度 (2020 年度) 末	平成 37 年度 (2025 年度) 末		
11-1	講習会受講者数	0 人/年	40 人/年	40 人/年	行政	公園みどり室
11-2	「(仮称)みどりの人材バンク」 登録者数	0 人(累計)	累計 70 人	累計 100 人	行政・事業者・ 市民	公園みどり室
11-3	調査・研究数	0 件/年	1 件/年	1 件/年	行政・事業者・ 市民	公園みどり室
11-4	会議開催数	0 回/年	4 回/年	4 回/年	行政・事業者・ 市民	公園みどり室

(12)重点プロジェクト12

推進する基本施策

5 14 25 26

市内大学との連携によるみどりのまちづくり

吹田市には、6校の大学があり、全国でも有数の大学のあるまちです。これらの大学は、多くの学生が学ぶ大規模な教育研究施設であると同時に、校内の豊かなみどりにより形成される、みどりの拠点でもあります。市では、大学がもつ豊富な人材、情報、技術、施設などを活かして、歴史的・文化的資源の活用と知的・人的資源の交流を図り、地域連携を進めることを目的に、市内6大学と連携・協力に関する基本協定を締結しています。大学のあるまちとしての強みを活かし、市内大学との連携によるみどりのまちづくりプロジェクトに取り組みます。

①重点プロジェクト 12-1 みどりに関する連携研究

近年開始した大阪大学とのみどりのまちづくりに関する連携研究を推進するとともに、他の大学との連携研究にも取り組んでいきます。

②重点プロジェクト 12-2 みどりに関する協定の締結

みどりに関する連携研究に取り組むため、また、大学にある古木・大木、樹林、池などの豊かなみどりを保全するため、市と各大学との基本協定を基に情報交換などを行いながら、大学とのみどりに関する協定の締結を目指します。



関西大学の「保護樹木」

③重点プロジェクト 12-3 学生との連携・協働によるみどりのまちづくりの推進

みどりに関する高度専門的な研究に取り組む学生が在籍する研究室との連携研究、自然環境保全活動サークルとの自然環境保全活動、みどりのまちづくり意識の普及・啓発イベントの開催など、学生との連携・協働によるみどりのまちづくりを推進します。

表 5.3.12 重点プロジェクト 12 の取組目標

重点プロジェクト番号	目標指標	現況値	目標値		主な取組主体	行政の担当室課
		平成 27 年度 (2015 年度)末	平成 32 年度 (2020 年度)末	平成 37 年度 (2025 年度)末		
12-1	みどりに関する調査・研究数	1 件/年	1 件/年	2 件/年	行政・事業者	公園みどり室
12-2	みどりに関する協定数	累計 0 校	累計 1 校	累計 5 校	行政・事業者	公園みどり室
12-3	連携・協働団体数	0 団体/年	2 団体/年	4 団体/年	行政・事業者・市民	公園みどり室

(13)重点プロジェクト13

推進する基本施策

大阪府との連携によるみどりのまちづくり

7	8	13	14	15
25				

吹田市には、市域を超える広域的な計画に基づき、大阪府が整備・管理する公園、道路、河川などの都市施設があります。これらの都市施設が本計画に沿ってより良く整備・管理されるよう、大阪府との連携によるみどりのまちづくりプロジェクトに取り組みます。

①重点プロジェクト 13-1 都市計画緑地「服部緑地」の整備促進

大阪府では、昭和16年（1941年）に服部緑地を都市計画緑地として都市計画決定して以降、順次整備を進めてきました。その結果、現在、138.4ha（うち吹田市域11.6ha）の都市計画決定区域のうち、126.3ha（うち吹田市域8.9ha）の供用を開始しています。今後も、大阪府との都市計画見直しの検討を踏まえ、整備を促進するよう働きかけていきます。

②重点プロジェクト 13-2 都市計画道路「十三高槻線」の整備による街路緑化

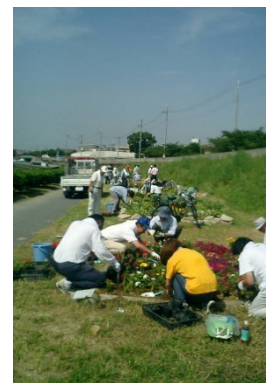
大阪府では、地域の交通利便性の向上と活性化、北摂各市を結ぶ地域幹線としてのネットワーク形成を目的とし、都市計画道路「十三高槻線」のうち、正雀川で分断されている吹田市岸部南3丁目から摂津市正雀本町1丁目を結ぶ正雀工区の整備を進めています。残る区間の整備による緑化と連携を図りながら、隣接する市道部分の緑化を推進します。



都市計画道路「十三高槻線」の
整備完了区間

③重点プロジェクト 13-3 大阪府や河畔企業などとの連携・協働による神崎川と安威川のみどりの充実

大阪府などの関係機関や河畔企業をはじめとする多様な主体と連携・協働しながら、「大阪アドプト・リバー・プログラム制度」を活用した市民参画・協働による神崎川と安威川の清掃活動などを進めます。また、河畔企業では、敷地内を緑化し、河川と事業所の調和ある修景を図ろうとする機運が高まっていることから、実現に向けた誘導・支援策を検討し、神崎川と安威川のみどりを充実します。



「神崎川畔企業連絡会」の
活動

表 5.3.13 重点プロジェクト 13 の取組目標

重点 プロジェクト 番号	目標指標	現況値	目標値		主な取組主体	行政の担当室課
		平成 27 年度 (2015 年度) 末	平成 32 年度 (2020 年度) 末	平成 37 年度 (2025 年度) 末		
13-3	大阪府や河畔企業などとの 連携・協働活動数	0 回/年	1 回/年	1 回/年	行政・事業者・ 市民	公園みどり室

コラム

みどりの風を感じる大都市 大阪

大阪府は、明るい明日の大阪づくりをスタートするため、平成20年（2008年）12月に「将来ビジョン・大阪」を策定しました。この計画では、「オンリー1・ナンバー1」、「関西の中での重点化」、「分権、民主導」という3つの視点に基づく大阪府の将来像として、「世界をリードする大阪産業」、「水とみどり豊かな新エネルギー都市 大阪」、「ミュージアム都市 大阪」、「子どもからお年寄りまで誰もが安全・安心ナンバー1 大阪」、「教育・日本一 大阪」を掲げ、「明るく笑顔あふれる大阪」の実現を目指しています。

また、「将来ビジョン・大阪」の策定を受け、大阪府の将来像、「水とみどり豊かな新エネルギー都市 大阪」の実現プランの1つとして、平成21年（2009年）12月に「みどりの大阪推進計画」を策定しました。この計画では、「みどりの風を感じる大都市 大阪」の実現に向けて、「骨格となるみどりをつなげる」、「骨格を厚く広くする」、「公共空間や民有地の多様なみどりをつなぐ」ことにより、「海と山をつなぐみどりの風の軸を作る」という配置方針のもと、「みどり豊かな自然環境の保全・再生」、「みどりの風を感じるネットワークの形成」、「街の中に多様なみどりを創出」、「みどりの行動の促進」という4つの基本戦略に基づき、みどりのまちづくりを進めていくこととしています。

吹田市においても、「みどりの大阪推進計画」を踏まえ、大阪府や近隣都市などと連携・協働しながら本計画に取り組み、「みどりの風を感じる大都市 大阪」づくりを進めていきます。



図 「みどりの大阪推進計画」の概要

出典：「大阪府ホームページ」